

議案第49号

墨田区公共料金支払基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区公共料金支払基金条例の一部を改正する条例

墨田区公共料金支払基金条例（平成元年墨田区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「2億円」を「3億円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

電気料金及びガス料金の高騰等に対応するため、墨田区公共料金支払基金の額を2億円から3億円に引き上げる必要がある。